

太陽光発電設備のご説明について



制度の概要

- ▶ この制度は、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に基づく説明となります。
- ▶ 藤沢市の「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」内で、設計委託を受けた「建築士」は「建築主」に対して設置することができる太陽光発電設備について、書面を交付して説明することが義務付けられています。

※ 建築主が説明を要しない旨の意思表示をした場合、建築士から詳細の説明は行われません。

説明対象

新築、増築又は改築に係る部分の床面積が10㎡を超える建築物

説明内容

- ① 設備の種類(太陽光発電設備)
 - ② 設備の規模(太陽光発電設備のシステム容量(単位:キロワット))
- ※このほか、設備に関する関連情報についても説明を推奨しています

- ▶ 「建築主」は、太陽光発電設備の設置に努めることとされています。

建築物再生可能エネルギー利用促進区域の範囲

藤沢市内全域
(江の島特別景観形成地区を除く)

凡例

行政区域
促進区域内	
促進区域外	



記入欄

_____年__月__日

<input type="checkbox"/> 説明を希望します	太陽光発電設備の設置 (該当するものに○)		建築主 氏名(法人の場合は代表者氏名)
	希望	未定	
<input type="checkbox"/> 説明を希望しません			

※説明を希望しない場合には、以下についてご記入ください。

建築士の氏名

建築士の資格

 建築士 登録 第 号

建築物の所在地